

見附市告示第21号

見附市まちなか賑わい事業支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月14日

見附市長 稲田 亮

見附市まちなか賑わい事業支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱
見附市まちなか賑わい事業支援補助金交付要綱（平成19年見附市告示第61号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

（7） 事業承継支援事業

事業経営の継続のため、事業承継とあわせ事業を拡大する取組を支援する。

第3条第1号中「、若しくは取得し」を削り、同条に次の1号を加える。

（7） 事業承継支援事業

ア 対象者は親族内で事業を承継する者及び前事業主とする。

イ 対象となる業種は、日本標準産業分類（平成19年総務省告示第618号）の中分類に定める56各種商品小売業、57織物・衣服・身の回り品小売業、58飲食料品小売業、59機械器具小売業、60その他の小売業、76飲食店、77持ち帰り・配達飲食サービス業、78洗濯・理容・美容・浴場業、79その他の生活関連サービス業、82その他の教育、学習支援業、83医療業のうち療術業、85社会保険・社会福祉・介護事業、92その他の事業サービス業に属する業種（ただし、風俗営業は除く。）とし、承継に伴い、対象業種に変更する場合も対象とする。ただし、店舗としてフランチャイズ契約又はそれに類する契約を結んでいないものとする。

ウ 対象となる店舗は、見附市内に立地するものとする。

エ 事業承継者は、承継後、当該店舗において5年以上営業を行うものとする。

第4条の表を次のように改める。

事業名	補助対象経費	補助率	補助期間
空き店舗活用 支援事業	空き店舗の家賃	(1) 特定業種 補助対象経費の1/2 以内で、月額10万円を 限度とする	事業開始日の属する 月から最長24箇月 ただし、U・Iターン 者が出店する場合は 最長36箇月
		(2) 特定業種以外の 業種 補助対象経費の1/2 以内で、月額10万円を 限度とする	事業開始日の属する 月から最長12箇月 ただし、U・Iターン 者が出店する場合は 最長24箇月
	店舗改装費 (出店者が行う 内装工事費、外 装工事費、給排 水工事及び電気 工事等に係る経 費。ただし、当 該店舗と一体的 ではない什器、 備品の購入に係 る経費は除 く。)	(1) 特定業種 補助対象経費の2/3 以内で、300万円を限 度とする ただし、2階以上にある 空き店舗については50 万円を限度とする	
		(2) 特定業種以外の 業種 補助対象経費の1/2 以内で、50万円を限度 とする	
	店舗改修費 (所有者が行う 屋根躯体等構造 物の維持修繕、 事業空間部分と 生活空間部分を	補助対象経費の1/2以 内で、50万円を限度と する ただし、1物件につき上 記限度内で複数回申請で きるものとする	

	分離するための 改修費及び事業 空間部分の備品 等の撤去費等)		
空き地活用支 援事業	空き地の使用料	補助対象経費の1/2以 内で、月額10万円を限 度とする	事業開始日の属する 月から最長12箇月 以内
	緑化推進事業費	補助対象経費の1/2以 内で、年額10万円を限 度とする	事業開始日の属する 月から最長24箇月 以内
商店街活性化 販売促進事業	販売促進イベン トに要する経費 (食糧費を除 く)	補助対象経費の30%以 内で1商店街当たり20 万円を限度とする	事業実施期間
商業基盤施設 整備事業	商店街における アーケード、雁 木、歩道のカラ ー舗装、街路 灯、駐車場等の 整備に要する経 費	補助対象経費の20%以 内	事業実施期間
まちなかショ ウアップ事業	装飾や展示等に 要する経費	補助対象経費の30%以 内で20万円を限度とす る	事業実施期間
賑わいイベン ト等支援事業	まちなかへの人 の誘導を促すイ ベント等に要す る経費(食糧費 除く)	補助対象経費の2/3以 内で、5万円を限度とす る	事業実施期間

事業承継支援事業	店舗改装費および設備導入費 (内装工事費、外装工事費、給排水工事および電気工事等に係る経費、屋根躯体等構造物の維持修繕工事費等および事業承継に伴い必要となる設備の導入に要する経費) ただし、設備導入費のみでの申請は対象としない	補助対象経費の1/2以内で、50万円を限度とする
----------	---	--------------------------

第5条第3号中「若しくは取得にかかる売買契約書」を削り、同条中第6号を第9号とし、第5号の次に次の3号を加える。

- (6) 事業承継計画書（事業承継支援事業のみ。見附商工会と相談し作成したもの）
- (7) 事業承継誓約書（事業承継支援事業のみ）
- (8) 事業承継を証明できる書類（事業承継支援事業のみ）

第6条第2項中「及び第2条第2号」を「、同条第2号及び第7号」に改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。